

令和7年12月23日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長浜市長 浅見 宣義

市町村名 (市町村コード)	長浜市 (25203)
地域名 (地域内農業集落名)	木之本町北布施 (木之本町北布施)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月17日 (第7回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域における農業は、入り作者や多様な農業者により、水稻を中心とした農業生産活動に取り組んでいる。集積率も6割を超えており、離農される農地は、地域の中心となる農業者へ集積している。野生獣による農作物への被害もあり、獣害対策への課題に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も入り作者等を中心に、農業生産活動に取り組みつつ、離農や規模縮小する農家の農地を中心となる担い手等に集積・集約していく。中心となる担い手は、集積・集約化に取り組み、規模を拡大することで生産性の向上を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手等を中心とした集積、集約化を市や農協など関係機関と連携し進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

高齢化等に伴い離農や経営規模を縮小する農家の農地について、農地中間管理機構を通じて、中心となる担い手等に集積・集約していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

今のところ取組予定はない。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

県、JAをはじめとした関係機関・団体と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

今のところ取組予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】